

公 示 日：2025 年 5 月 28 日（水）

調達管理番号：25a00210

国名：エクアドル

担 当 部 署 経済開発部民間セクター開発第二チーム

調 達 件 名：エクアドル国中小企業における品質第一経営の強化アドバイザー業務

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務 ：品質管理認証制度構築アドバイザー
- （２） 格 付 ：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2025 年 8 月上旬から 2027 年 8 月下旬
- （２）業務人月：10.92
- （３）業務日数：
 - ・ 第１次 準備業務 10 日、現地業務 60 日、整理業務 10 日
 - ・ 第２次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 3 日
 - ・ 第３次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 3 日
 - ・ 第４次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 3 日
 - ・ 第５次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 3 日
 - ・ 第６次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第１次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2026年8月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2025年6月11日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 6 月 20 日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	品質管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	エクアドル及び中南米地域
語学の種類	西語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必要予防接種：黄熱予防接種（必須ではないが推奨）

6. 業務の背景

エクアドルの人口は約 1,693 万人（INEC、2023 年）、一人当たりの GNI は 6,268 ドル（世界銀行、2023 年）であり、世界銀行による所得水準別分類では高中所得国に位置付けられる。また、エクアドルの輸出額は 345.4 億ドルで GDP の 29.1%（世界銀行、2023 年）を占めており、中南米・カリブ地域で 7 位の輸出額である。

他方で、総輸出額の約 40%は原油を含む鉱性燃料及び金属鉱石類であり、それ以外の主要輸出品目はえび、バナナ、魚介類、生花、カカオといった一次産品で、その多くはヨーロッパやアメリカといった品質基準及びトレーサビリティ基準の厳しい先進国に輸出されている。一方で、生産者の多くは中小企業であり、品質基準に満たない商品を生産する企業も多い。また、品質基準がない分野も存在するため、産業全体における品質基準の促進と、輸出産品の品質向上が喫緊の課題となっている。

なお、エクアドルの中小企業は、2023 年時点で、全企業数の 6.52%（約 76,562 社）²を占めており、売上高は 23.6%（513 億 3,147 万米ドル）、雇用者数は 31.8%（90 万 3,380 人）を占め、エクアドル経済に大きな影響を与えている。しかし、必要なインフラ強化・投資に取り組む余裕がなく、環境保全の認識不足により持続可能な企業経営が行われていない中小企業が多いといった課題がある。

そのため、「機会創出計画」では、「循環型経済アプローチを通じて、農業、工業、養殖業、漁業セクターの生産性と競争力を育成する」を政策とすると共に、2022 年には生産・対外貿易・投資・漁業省（Ministerio de Producción, Comercio Exterior, Inversiones y Pesca、以下、「MPCEIP」）内に品質局が新設され、中小企業が生産する製品の①品質向上、及び、②品質向上を通じた生産性強化に力を入れている。また、MPCEIP では、国家品質管理法に基づき策定された「国家品質計画（2024 年度版）」にて計 13 の重点セクター³を定めており、当該セクターの品質向上・競争力強化の為、省庁間の垣根を超えた企業支援を推進している。

また、2023 年 11 月に発足したノボア政権は、一次産品への依存を緩和し、市場変

²Instituto nacional de estadística y censos

[<https://www.ecuadorencifras.gob.ec/directoriodeempresas/>]

エクアドル全企業1,173,985社のうち、零細企業は1,092,126社、小企業60,113社、中企業16,449社、大企業5,297社

³パイロットセクターは農業（バナナ、コーヒー、スーパーフーズ）、製造業（食品加工、繊維製品、金属機械、家具）、観光業（観光、飲食業、サービス業、宿泊業）、IT・デジタルサービス業（ITスタートアップ事業、デジタルサービス業）の13セクター

化や価格変動に対して強靱な輸出産業を育成するべく、輸出製品の品質向上支援を強調しているほか、輸出製品の多様化、加工技術向上による商品価値の向上、中小企業による輸出支援を推進している。

上記の通り、エクアドルの中小企業が生産する輸出製品の競争力強化のためには、品質の高い製品を生産するための「品質第一経営」⁴が求められており、MPCEIP を始めとする関連機関もその重要性を認識している。しかしながら、MPCEIP においては、企業における「品質第一経営」の推進を支援する上で中小企業向けの具体的指導体制を整備し運用するといった経験や知見がない。かかる背景を踏まえ、同国政府は品質管理や生産性向上に関する企業支援能力の向上を目指し、本協力を要請した。

7. 業務の内容

カウンターパート（以下「C/P」）機関である MPCEIP は、2022 年に同省内に中小企業が生産する製品の品質向上、及び品質向上を通じた生産性強化のために新設された。エクアドルの中小企業が生産する輸出製品の競争力強化のためには、品質の高い製品を生産するための「品質第一経営」が求められており、品質向上・競争力強化の為、MPCEIP だけでなく省庁間の垣根を超えた企業支援を検討する。本業務を通じて、以下の成果が発現されることが期待される。

(1) 成果：

成果 1)：パイロットとして選定されたセクターの中小企業における品質管理の現状が調査及び分析され、当該セクターにおける「品質第一経営」の定義が確定されると共に、普及手法及びツール（案）が策定される。

成果 2)：パイロットセクターにおいて、「品質第一経営」の普及手法及びツールが確定する。

成果 3)：成果 2 で確定した「品質第一経営」の普及手法及びツールがパイロットセクター以外（C/P と協議の上決定）にも普及する。

(2) 主な活動

活動 1-1： MPCEIP との協議のもと、本業務の対象とするパイロットセクターが確

⁴一次産品への依存の緩和、市場変化や価格変動に対して強靱な輸出産業を育成するべく、輸出製品の品質向上支援、エクアドルの中小企業の加工技術向上による商品価値の向上、品質の高い製品を生産するため品質管理や生産性向上に関する企業支援能力の向上を目指したプログラム

定され、当該セクターにおける品質管理を確認するためのベースライン調査が実施される。

活動 1-2：活動 1-1 の結果、パイロットセクターにおける品質管理における現状、課題、及び課題に対する対策が文書として纏められ、関係者に共有される。

活動 1-3：パイロットセクターにおいて品質管理が普及されるための具体的方針及び行動計画が文書として策定されると共に、「品質第一経営」の普及手法及びツール（案）が文書として整理され、関係者に共有される。

活動 2-1：MPCEIP との協議のもと、パイロットセクターにおける実証対象企業が決定される。

活動 2-2：活動 1-3 で考案された「品質第一経営」の普及手法及びツール（案）を使用し、活動 2-1 で選出された実証対象企業で MPCEIP による「品質第一経営」推進のための実証活動⁵が実施される。

活動 2-3：MPCEIP と協働し、実証活動の進捗確認とモニタリングが行われる。

活動 2-4：活動 2-2 及び 2-3 の結果が分析・評価され、文書として関係者へ共有される。

活動 2-5：パイロットセクターにおいて、MPCEIP による「品質第一経営」の普及手法及びツールが確定され、文書として纏められる。

活動 3-1：パイロットセクターと類似する他のセクターにおいても、活動 2-5 で確定された「品質第一経営」の普及手法及びツールが適用されるために、行動計画が策定され、文書として関係者へ共有される。

活動 3-2：「品質第一経営」の普及手法及びツールが、MPCEIP により他セクターでも活用される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 8 月上旬～2025 年 8 月中旬）

- ① 既存のエクアドル政府作成の関連報告書、他ドナー報告書資料を収集し、エクアドルの品質管理の現状と課題を把握する。ターゲットとなる 13 セクターについても情報を整理し、エクアドルの品質管理認証制度の現状と課題を把

⁵専門家が直接支援する企業者数は、1年10社、2年間で計20社を想定。

なお、MPCEIPのとの「伴走支援」を想定しており、専門家滞在中に20社の個社支援だけでなく、アドバイザー業務担当職員の能力向上も図る。

握する。

- ② JICA 経済開発部及びエクアドル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン(全体及び各派遣時)(西文)を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、エクアドル事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務(2025年8月下旬～2025年10月上旬)

各現地業務では、以下の活動が期待される。尚、上記目標や成果が達成されるよう、適切な派遣時期・期間に業務を実施する。また、各現地業務完了時には、現地業務結果報告書を作成し、JICA エクアドル事務所及び C/P 機関に提出し、報告する。

- ① C/P 機関他関係者と「(1) 準備業務」の補足、情報収集、C/P 機関能力の強化に係る具体的なニーズをヒアリングし、エクアドル企業の品質管理の現状と課題及び「品質第一経営」のための現状と課題を整理する。
- ② 受注者は、パイロットセクターの選定、選定したパイロットセクターの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。品質管理研修の導入の効果を測るため、導入前の企業におけるベースライン調査を行う。
また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、C/P 機関の合意を得ることとする。
なお、対象企業規模は、中小企業(従業員 199 人以下、年間売上高 500 万米ドル以下)が要請されている。対象とするサブセクターは、上記調査の結果を踏まえ、エクアドル事務所、実施機関と協議の上、決定する。
- ③ 上記調査結果を踏まえ、本業務の実施方針、活動計画を修正し、ワークプランに反映する。
- ④ JICA エクアドル事務所、C/P 機関とワークプラン(案)について協議し、ワークプランを最終化する。
- ⑤ JICA エクアドル事務所に第1次現地業務結果を報告の上、第2次以降の現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次整理業務(2025年10月中旬～2025年10月下旬)

第1次現地業務結果を JICA 経済開発部に報告するとともに、第2次以降の活動計画等について打合せを行う。

(4) 第2次以降現地業務 (2026年2月上旬～2027年8月下旬)

第2次現地業務：

- ① C/P 機関の活動方針（対象産業、対象地域等）を整理、提案し、C/P 機関との協議結果を活動方針に反映する。
- ② 上記及び第1次派遣期間における調査結果を踏まえ、パイロットセクター向けの「品質第一経営」の定義、普及方法とそのツール「品質管理及びカイゼンツール」（5S やカイゼンのコンポーネントを含む）を策定する。
- ③ C/P 機関との協議のもと、パイロットセクターにおける実証対象企業が決定し、その企業10社へ訪問、品質管理、カイゼンについて指導を行う。
- ④ エクアドル国の中小企業支援の生産性向上及び品質管理に関する「品質ファクトリー」プログラム⁶の中で、企業向けに講義（各訪問時に1回の対面講義とオンライン講義を2年間で計2回）を実施する。加えて国内の4都市（キト、グアヤキル、クエンカ、アンバト）の選抜大学にて C/P 機関と相談の上、講義を行う。

第3次現地業務：

- ① 「品質管理及びカイゼンツール」の策定、上記で選定した企業10社へ訪問、品質管理、カイゼンについて指導を行う。
- ② 「品質ファクトリー」プログラムの中で企業、大学向けの講義を行う。
- ③ 「品質第一経営」の普及手法及びツール（案）を使用し、実証対象企業で品質管理、カイゼンについて指導を行う。

第4次現地業務：

- ① 新しい実証対象企業10社を選定し、その企業に対して「品質第一経営」の普及手法及びツール（案）を使用し、品質管理、カイゼンについて指導を行う。なお、新しい実証対象企業については C/P 機関が他のセクターへの普及を希望していることもあり、協議の上選定する。
- ② 「品質ファクトリー」プログラムの中で企業、大学向けの講義を行う。

⁶ 2024年から実施しているエクアドル国内の中小企業約300社を対象に、品質管理の研修を行い、認証を与えるシステム。

第5次現地業務：

- ① 引き続き、「品質ファクトリー」プログラムの中で企業、大学向けの講義を行う。
- ② 上記で選択した新たな実証対象企業10社に対して「品質第一経営」の普及手法及びツール（案）を使用し、実証対象企業で品質管理、カイゼンについて指導を行う。

第6次現地業務：

- ① 上記現地業務が分析・評価され、文書として関係者へ共有される。
- ② パイロットセクターにおいて、C/P 機関による「品質第一経営」の普及手法及びツールが確定され、文書として纏められる。
- ③ 確定した「品質第一経営」の普及手法及びツールが選択したパイロットセクター以外にも普及、文章としてまとめられる。
- ④ これまでの活動を振り返り、海外投資促進活動に係る課題の整理し、C/P 機関へ提言を行う。

（5）第2次以降の準備/整理業務

- ① JICA 経済開発部に活動の進捗情報報告を行うとともに、今後の活動方針について打合せを行う。
- ② 次回渡航時の活動方針検討に必要な情報の収集、整理を行う。
- ③ 必要に応じて、C/P 機関の活動を遠隔で支援する。

（6）第6次整理業務（2027年7月下旬～2027年8月下旬）

- ① 帰国報告会を実施し、現地業務結果の報告を行う。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）及び「品質第一経営」の普及手法及びツールを JICA 経済開発部及びエクアドル事務所に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- （1） ワークプラン（全体及び各派遣時）（電子データ：西文、和文）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

（２） 現地業務結果報告書（電子データ：西文、和文）

各現地業務期間終了時に作成し、JICA 経済開発部、JICA エクアドル事務所、C/P 機関に提出する。ただし、最終渡航時の現地業務結果報告書は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（３） 専門家業務完了報告書（和文２部）

2027 年 8 月 31 日（火）までに JICA 経済開発部、JICA エクアドル事務所に提出し、報告する C/P 機関への提言、品質第一経営の普及計画を含む業務の具体的内容、達成状況、業務上の課題と提言を織り込み、具体的な記載内容は、JICA 経済開発部、JICA エクアドル事務所と協議の上、決定する。尚、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、12 月上旬より学校が休校となるこ

と、また、C/P 機関を含むエクアドル政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、2 月上旬から 12 月上旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空 港 送 迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通 訳 備 上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣業務開始時派遣における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：生産・対外貿易・投資・漁業省省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

（2） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（写）
- ・ 案件概要表

（3） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳

細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上